

重度障がい者の住まい及び支援に関する専門部会報告

令和7年3月

1. 部会設置の目的等

住まいの場の確保が困難である強度行動障がい、重症心身障がいのある人の住まいの場の確保及び関係する支援について協議・検討を行うもの

2. 令和6年度の部会開催状況等

種別	開催日	協議内容
第1回専門部会	R6.6.14	・部会長・副部会長選出 ・今後の進め方について
市協議会	R6.7.18	・専門部会設置について報告
第2回専門部会	R6.7.26	・強度行動障がい
第3回専門部会	R6.8.20	・重症心身障がい
第4回専門部会	R6.9.19	・障がい福祉サービス（入所施設、療養介護）
第5回専門部会	R6.10.24	・シェアハウス、グループホーム
第6回専門部会	R6.11.21	・一般住宅、グループホーム
第7回専門部会	R6.12.19	・当事者ヒアリング報告 ・今後の進め方について
第8回専門部会	R7.1.30	・重症心身障がいの状態像について
第9回専門部会	R7.2.27	・強度行動障がいの状態像について

3. 検討・協議内容

- ・在宅で生活できるようにするための居宅介護、重度訪問介護のサービスの活用について（シェアハウス含む）
- ・グループホームでの受入れ促進について
- ・施設入所支援、療養介護での受入れ促進について
- ・賃貸住宅での受入れ促進について
- ・既存のサービスの枠組みでは対応困難である場合の支援について

4. ヒアリング等

- ・意見シートにより全委員から課題・解決策について意見集約し共有した。
- ・強度行動障がい者、重症心身障がい者の受入れを行っているグループホームへヒアリングを行い、その取組みを報告した。
- ・強度行動障がい者、重症心身障がい者当事者または支援者にヒアリングを行い、集約した意見を報告した。

5. 今後の方向性について

強度行動障がい、重症心身障がい、それぞれについて、一般住宅（一人暮らし）、一般住宅（集団生活）、障がい福祉サービス事業（グループホーム、施設入所支援、療養介護）の区分に応じて、課題と提言をまとめ、令和8年3月の協議会に付議する。